

（仮称）「滋賀県特別支援教育推進計画」（骨子案）について

1 策定の趣旨

- 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」は、本県がめざす特別支援教育を明確にするための「基本ビジョン」が平成26年度に策定され、中長期的な具体の実施計画としての「実施プラン」が平成27年度に策定された。
- 現行ビジョンは、滋賀県教育振興基本計画のもと、特別支援教育に特化して策定した計画であり、本県がめざす方向性を示す「基本ビジョン」を策定したうえで、具体の実施計画として10年間の「実施プラン」を策定し、導入期、定着期、拡大期の3期に分けて、中長期的に取り組を進めてきた。
- 令和7年度末で「実施プラン」が計画期間の終期を迎えることに伴い、次期計画の策定を行う。

2 計画の枠組

（1）計画の位置づけ

滋賀県教育振興基本計画を上位計画とし、現行の「基本ビジョン」と「実施プラン」の重なる部分を整理し、一つの計画として策定する。

（2）計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間
（社会情勢が様々に変化する中で、取組の見通しをもてる期間として設定）

3 次期計画策定のポイント

- 「基本理念」および「本県特別支援教育のめざす姿」は、現行を継承する。
- 第4期滋賀県教育振興基本計画の3つの柱を、6つの観点により取組の方向性を示す。

4 今後のスケジュール（予定）

9月2日 第1回県特別支援教育支援委員会
（医師、学識経験者、教育機関等より意見聴取）
10月10日 常任委員会（計画骨子案）
11月18日 教育委員会（計画素案）
12月中旬 常任委員会（計画素案）
令和8年1月 県民政策コメント
2月上旬 第2回県特別支援教育支援委員会
3月上旬 常任委員会（計画最終案報告）
3月27日 教育委員会（計画附議）
計画策定・公表

(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画(骨子案)



第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨

平成27年3月策定の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」に基づき、中長期的な具体的実施計画として策定した10年間の「実施プラン」が令和7年度末で終期を迎えることに伴い、次期計画の策定を行う。

2 計画の位置づけ

滋賀県教育振興基本計画を上位計画としつつ、特別支援教育を推進するための施策を示す計画として、現行の「基本ビジョン」と「実施プラン」の重なる部分を整理し、一つの計画とする。

3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間(社会情勢の変化や国の動向等をふまえ、必要に応じて見直しを行う)

4 本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、「地域で学ぶ」ことを基本とし、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

第2章 滋賀の特別支援教育の現状

1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加

- 本県が設置している特別支援学校に在籍する児童生徒は、令和7年度2,416人と過去最高となった。少子化の影響がある一方で、知肢併置特別支援学校では増加傾向が続いている。
- 市町立小中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒数が、過去10年で2倍近くに増加している。通級による指導を受ける児童生徒数も増加。
- 市町立中学校の特別支援学級卒業生の59.3%が高等学校へ進学する現状があり、高等学校においても特別な支援を要する生徒が増加している。

2 特別支援教育に関する国の動向

- 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
(新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 令和3年1月)
- 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策
(特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 令和4年3月)
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策
「校内支援体制の充実」「通級による指導の充実」「特別支援学校のセンター的機能の充実」「インクルーシブな学校運営モデルの創設」
(通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告 令和5年3月)

3 基本ビジョン策定後の本県における主な施策

- H28 「しがごと検定」の開始
生徒の就労意欲を高め、働くことに必要な基礎的な態度や技能を身に付けることを目的として実施。
- H30 高等学校における通級による指導の開始
県立愛知高等学校において実施。R7～県立北大津高等学校実施
- R2 「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」の開始
通学途上で医療的ケアが必要な児童生徒について、看護師が同乗する車両で送迎することにより、保護者の負担軽減を図る。
- R4 副次的な学籍の制度化
障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現

第3章 基本理念

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

(仮称)滋賀県特別支援教育推進計画(骨子案)



第4章 現行実施プランの取組状況と課題

①発達段階に応じた指導の充実

個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成率は高まった一方で、計画に基づき合理的配慮の観点を踏まえた指導・支援が必要。通常の学級において個に応じた指導・支援の推進と充実を図るため、すべての児童生徒が安心して学べる授業づくりが必要

②社会的・職業的自立の実現

高等養護学校を職業学科に改編するとともに、知肢併置養護学校高等部に職業コース等を設置。小中学部の段階から、社会の一員として役割を担う活動を通して人と交流し、自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育むためのキャリア教育の推進が必要

③教員の指導力や専門性の向上

特別支援学校において、幼児児童生徒の障害の多様化が進むとともに、小中高等学校の通常の学級においても特別支援教育の必要性が増大。すべての教員が障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫する力を身に付け、実態把握や目標・手立ての構築ができるよう特別支援教育に関する知識、合理的配慮に関する理解等が必要

④教育環境の充実

市町立小中学校および県立高等学校で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の困難さを適切に把握し、多様な学びの機会の確保と支援に結びつけるために、校内体制のさらなる整備が必要。県立特別支援学校環境整備方針に基づき、新設校の早期実現に向けて取組を進めることが必要

⑤適切な就学相談の推進

特別支援学校への就学率1.12%、特別支援学級への入級率5.09%はともに全国よりも高い。児童生徒や保護者が、地域の学校で共に学ぶことを選択できるよう、就学に向けた支援を、早期から適切に行うことが必要

⑥教育における連携(役割分担)の推進

保健・医療機関との連携により、早期から一貫した教育相談・支援を行うことが必要。また福祉、労働等の機関と連携し、適切な支援を実施するなど、就学前から卒業後まで切れ目ない支援を行うことが必要

第5章 基本の柱と取組の方向性

「共に学ぶ」をめざす姿とし、「三方よし」の3本柱を構成する6つの観点で具体的取組を進める。

柱1 夢と生きる力を育む

観点①個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

- ・通常の学級における、個に応じた指導・支援の充実
- ・誰もが「わかった」「できた」「もっと学びたい」と感じられるよう、ICTの効果的な活用やユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり
- ・すべての校園における、個別的教育支援計画・個別の指導計画の活用、引き継ぎによる切れ目ない指導・支援

観点②社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

- ・人との交流を通して自己肯定感を高め、自己理解・自己決定できる力の育成に向けた早期の段階からのキャリア教育の実施
- ・就労意欲と働くために必要な基礎的な技能を高める「しがしごと検定」の継続実施

柱2 学びの基盤を支える

観点③すべての教職員の専門性の向上

- ・インクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮についての正しい理解のもと、特別な支援が必要な幼児児童生徒の困り感を、適切に支援につなぐ組織的対応の促進
- ・特別支援教育コーディネーターおよび特別支援学級担任等の専門性向上の推進
- ・外部専門家、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実

観点④多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

- ・副籍制度を継続的に実施、中学生段階への拡大について検証
- ・小中高等学校への支援員・看護師の配置の推進
- ・高等学校における通級による指導の充実と実施体制の整備
- ・インクルーシブな学校運営についての研究
- ・県立特別支援学校の新設など、教育環境整備の着実な推進

柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤適切な就学相談の推進

- ・就学先決定の仕組みや手続きの共通理解の促進、本人・保護者への適切な情報提供
- ・早期から適切な支援を提供し、ステージごとに支援を引き継ぐことを前提とした、適切な就学相談、進路選択
- ・県内どの市町においても、知的障害の程度に関する統一的指標を活用した就学相談や指導が受けられる体制整備

観点⑥関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

- ・保健・医療、福祉、労働等の行政機関や事業所との在校時からの連携、卒業後の進路先・就労先等への支援の引き継ぎ
- ・コミュニティ・スクールなど、地域と学校が連携・協働する活動を通じた、障害や支援への理解の促進